

岩手県告示第297号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、都道府県指定試験機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

都道府県指定試験機関の名称	名 称		変更しようとする 年月日
	変更前	変更後	
財団法人建築技術教育普及センター	財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター	平成25年4月1日